

## 会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成29年度第1回）
開 催 日 時	平成29年11月27日（月） 午後2時30分から午後4時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、三成評価員、森田評価員、吉村評価員  事務局：（契約課）西岡室長、田中課長、的場課長代理、浅野係長、服部係長、古川主任、今治係員 （総務管理課）根本課長代理、平間係長 （上下水道経営室）竹島上下水道経営室課長、北田課長代理、鈴木係長
案 件 名	案件1. 庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について 案件2. 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について 案件3. その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価員会の次第書</li> <li>・ 評価員会構成員名簿</li> <li>・ 委託業務総合評価審査委員会について（資料1）</li> <li>・ 評価員会等運営要領（資料2）</li> <li>・ 委託業務総合評価一般競争入札の実施フロー（資料3）</li> <li>・ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン（資料4）</li> <li>・ 委託業務総合評価一般競争入札実施要綱（資料5）</li> <li>・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱（資料6）</li> <li>・ 庁舎清掃業務委託仕様書</li> <li>・ 庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）</li> <li>・ 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託仕様書</li> <li>・ 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）</li> </ul>
決 定 事 項	落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。

会議の公開・非公開 非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室契約課、総務管理課、上下水道経営室
審議内容	
<p>《開会》</p> <p>●案件1. 庁舎清掃業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について</p> <p>事務局から、本委託にかかる仕様書及び委託業務総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。</p> <p>□業務仕様書及び評価点の算出について</p> <p>評価員： 案件1 仕様書3 作業(2)ウに窓ガラス清掃作業とあるが、高い位置のガラスの清掃について、どのような安全配慮を考えているのか。</p> <p>事務局： 窓ガラス清掃作業は、基本的には内側からの窓拭きを想定している。</p> <p>評価員： 外部の高い位置からリフト等で吊り下げられて行う作業ではないということか。</p> <p>事務局： そうである。</p> <p>評価員： 前回の同様の委託も3年契約であったのか。</p> <p>事務局： そうである。</p> <p>評価員： 清掃管理基準 NO.1について、定期的清掃にワックス塗布とあるが、これにシンナー等は含まれているのか。また、使用者は従事者に対してどのような安全・衛生面の指導を考えているのか。</p> <p>事務局： 使用するワックスの成分にどのような物質が入っているのか、現時点で詳細までは把握していないが、基本的に従事者の健康管理は受注者に管理してもらうことになっている。また、使用時には扇風機を用いるなど換気をして対応している。</p> <p>評価員： 臭いや業者への指導は考えているのか。</p> <p>事務局： 仕様書3 作業(5)に使用材料は環境及び人体への影響を配慮したものとし、事前に発注者に届け出て使用することと定めているため、指導は考えていない。</p> <p>評価員： 他の案件と異なり、職員が薬品がきついなどの問題は一番に気付くと思うが、今までの清掃業務において、薬品だけでなく作業が不十分である等で事業者側に注意をしたことがあるのか。</p> <p>事務局： 注意は特にしていない。作業方法については、事業者側と協議したことはあった。</p>	

評価員： 3年ごとの契約で、今回が3回目となるが、途中で事業者が変わったことはあるのか。

事務局： ある。

評価員： 清掃の程度はどの業者も等しく行っていただく必要があるため、違いはないと思うが、事業者によって清掃方法が異なることもあるため、事業者の選定においても、そういった部分を評価するような方法があってもいいのではないかと思う。

●案件2. 枚方市上下水道局庁舎等清掃及び設備維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び委託業務総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員： 案件1と案件2では違う建物なのか。また、同一業者であったのか。

事務局： 市役所庁舎と上下水道局は別の建物であり、違う業者である。これまでは単年度契約で発注していたため、今回が初めて総合評価一般競争入札での発注になる。

評価員： 建物の清掃ということでは同じであると考えますが、市役所庁舎と上下水道局では、市民の出入りが違うと考える。市民が入らないところであるからこそ、仕様書に機密に係る事項があるが、水が関わることであるため、簡単に人が入れないようなかたちで作業してもらわなければいけないといった何か特別な部分はあるのか。

事務局： 仕様書5. 一般事項(8)にある検便の部分は、案件2で特有の内容である。これは、水道法によって、浄水場の敷地内に入る者は検便を年に2回しなければならないと決まっているためである。そして、セキュリティの関係で誰が入ることになるのかを管理をするようにしている。事務所スペースの清掃作業については案件1と特に変わりはない。

評価員： 仕様書8. 上下水道局庁舎における市旗及び国旗の掲揚は、案件1には見当たらない。清掃業務と直接関係が無いように思われるが、今までにも仕様書に入っていたのか。

事務局： 単年度契約の際も仕様書に入っていた。清掃業務ではなく、設備維持管理業務の一部としている。

評価員： この業務も積算に含まれているのか。

事務局： 含まれている。

評価員： 業務を発注する側の職員に対して、職場のゴミの出し方について周知等はされているのか。

事務局： 職員に対しては、ゴミ分別して出すようにという周知は定期的に行っている。

評価員： 市旗及び国旗の掲揚の業務には違和感がある。別の案件においても同様の業務を委

託しているのか。

事務局： 例えば、市役所庁舎であれば、直営の非常勤の警備職員の業務になっている。上下水道局においては、警備職員もおらず、警備も委託をしている。警備委託は所管が違うため、他の部署が発注している。勤務時間外に掲揚するということもあり、効率面や、コスト面でも委託の方が妥当であると考えている。また、市旗及び国旗の掲揚だけを発注するより、まとめて発注したほうが効率的であるとしている。

評価員： 受注者は、誰が掲揚することになっているのか。

事務局： 設備維持管理業務に設備管理員を配置することになっており、その設備管理員が掲揚する。設備管理員の業務時間が午前8時から午後6時までとなっているため、市旗及び国旗の掲揚業務を委託しやすいと考えている。

評価員： 設備管理員が警備のような仕事をすると考えているのか。

事務局： 設備管理業務ではあるが、市庁舎での警備的な業務と考えている。

評価員： 警備は警備でいるが、その業務に委託できないから、この業務に入れるということか。

事務局： そうである。

評価員： なぜ、他の警備業務に合わせて委託できないのか。

事務局： 市旗及び国旗の掲揚は上下水道経営室が所管しているため、他部署が発注する警備業務に委託はしない。

評価員： 部署の管轄の問題からして、違うということか。

事務局： そうである。上下水道局は、浄水施設であるため特殊であり、浄水施設の中に庁舎があるというイメージである。その浄水施設の管理は浄水課という他部署であり、そこが警備を委託している

評価員： 市役所より上の上級官庁が絡むために、そのようになっているのか。

事務局： そうではない。浄水場が特殊施設であることが要因である。単なる庁舎があるだけの施設であったら、警備も上下水道経営室で所管して委託発注することになると考える。しかし、浄水施設があるために、浄水場の所管をするのがどこかとなると、やはり浄水課になる。

評価員： 枚方市の浄水課の上級官庁はどこになるのか。大阪府の上下水道局になるのか。

事務局： 枚方市の上下水道局である。

評価員： 各地域にある貯水場は、市がそれぞれ管理しないといけないのか。

事務局： 枚方市は、ほとんど自己で賄っていることもあり、大阪府の企業団からの受け入れはわずか2割程度である。

評価員： 市旗及び国旗の掲揚業務は、一日何分かかかるか分からないが、仮に時給に直したときに、最低賃金を割っているのでは話にならないが、配慮はされているのか。受注者は直接人件費に関わることなので、配慮もなく次から次へと業務が増えるようでは、受注者もたまらないと考える。

事務局： そういったことが無いように、項目としても別出しで、こういった業務もあると認識してもらおうようにしている。

評価員： 設備維持管理員の常駐は、午前8時から午後6時ということは、一人の職員の方で、という想定ではないということか。

事務局： シフトは受注者に任せるが、午前8時から午後6時は必ず一人は常駐してもらおう。

□落札者決定基準（案）について

評価員： 落札者決定基準（案）と仕様書の中で、モニタリングという項目があるが、仕様書の遵守状況、業務進捗状況、業務提案書及び提案事項の運用状況等については、モニタリング対象ということであるが、落札者決定基準（案）で審査したとおりに実施されているかということが対象になっているのか。つまり、社会的評価・技術的評価は、入口だけの審査なのか。

事務局： 評価項目についても、継続してモニタリング対象であるという認識である。項目によっては、入口だけという項目もあるが、3年間継続してモニタリングしていくという項目もある。仮にそれが満たされなかった場合は、指名停止要綱の方で、指名停止をするということになる。

例えば、落札者決定基準（案）2ページ（1）技術評価、契約期間中確認方法の中に「履行検査（日常）により確認を行う。」という部分がモニタリング対象項目になっている。

評価員： 元々、総合評価が始まった頃の問題意識では、一般競争入札で、どんどん落札価格が下がっており、枚方市で従事する人の労働環境はどうなのかというようなことが背景にあって始まったのである。案件2の業務を総合評価でやることの意味は、どんどん落札価格が下がっていった質が危ないのではないかという問題意識が現場であったのか、あるいは、そろそろやってみようかということなのか。

事務局： 本市では、委託業務総合評価一般競争入札実施要綱を設定しており、その中で対象業務を予定価格が5,000万円以上で、且つ委託期間が24月以上の案件を対象業務と定めているが、案件2に関しては、1年間の履行期間であったため、単純に対象業務に該当しなかったために、総合評価一般競争入札を実施していなかった。

委員長： BCPというのは、どういうものなのか。

事務局： 災害等の緊急時において、どのようにして業務を継続して履行していくのかということである。最近、自治体や企業において社会的に求められているため、今回総合評価の入札時に企業に対して求めていくことを考えている。これは今年から入った新しい項目である。

委員長： どこかの行政機関等から、BCPのやり方などの指導があったりするのか。

事務局： おそらくあると思われる。

委員長： 非常時の対応を決めておくということか。

事務局： そうである。

評価員： 社会的価値評価8 評価内容②「育児休業等取得しやすい環境の整備等についての周知・啓発活動を評価する。」とあるが、周知の通知文を出している等を評価としてみ

ているのか。そして、社会的価値評価10 加点方法②「セクシャルハラスメント又は妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント研修実施報告書の内容及び回数」とあり、これらの育児休業が、重複に見えるが、ダブルカウントはありえるのか。それとも、別の基準があるのか。

事務局：社会的価値評価8は、周知及び啓発を評価しており、社会的価値評価10は、研修の実施を評価しているため、ダブルカウントはありえる。

評価員：ガイドラインは、標準的な項目ということで、この項目が、評価項目に具体的に挙げられているが、今回さらに細かい内容で、項目を入れるというのは難しいのか。

事務局：ガイドラインを示している中で、業務にあわせて項目を選択しているということである。

評価員：厚生労働省のガイドラインや法律が変わった場合は、市のガイドラインを改正するという方向でないと、評価も変更できないということか。セクシャルハラスメントについては、異性間だけでなく、同性間でもありえるため、性的マイノリティに対するハラスメントについても項目があればと考えたが、現時点では、変更できないということか。

評価員：ガイドラインの項目については、年に一度、関係部署に照会をかけて、見直しをしている。また、本会議の意見も考慮する。

評価員：落札者決定基準（案）の中には無いようであるが、入札してくる事業者に対して、労災保険や雇用保険を収めている証明書などは、提出する資料の中に入っているのか。

事務局：現在において、提出は求めているが、入札参加様式の労働・社会保険諸法令遵守状況報告書を求めている。

委員長：本2案件については、今回の会議の内容を踏まえて、進めていただきたい。

評価員：この落札者決定基準（案）の中には出てこないが、応募してくる事業者に対して、36協定の、監督署へ出した受理印を押してもらった写しである等は、提出する資料の中に入っているのか。

事務局：現在、領収書等は提出書類に含まれていない。

評価員：落札者決定基準（案）そのものは、本当に素晴らしい基準が整備されていていっているように受けとめるが、受注者が時間外労働しているが割り増し賃金を払ってないとか、あるいは年休も用意していないとか、そういうことはどこで確認するのか。

事務局：先ほどの様式の件であるが、提出様式の中で、労働・社会保険諸法令遵守状況報告書というのがあり、その書類で関係法令を遵守していることを確認している。

評価員：なるほど。総合評価の評価時では審査しているが、ふたをあけてみたら、時間外労働も払われていないというのは、労働基準監督署の仕事ではあるが、関係法令を遵守しているかどうかというようなことを入り口の段階で審査する枚方市の側としても、モ

ニタリング時に気をつけて見ると、そういうのが発見できるんじゃないかなと思う。

## ②落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議した。

※ 審議した結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

## 案件3. その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》